

5 大宮緑地環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 大宮神社有地（玉里村）
- (2) 指 定 昭和54年3月31日（茨城県告示第455号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、玉里村のほぼ中央の台地、上玉里の集落北側に位置し、県道に接した平坦な地域である。

スダジイ、タブノキなどの常緑広葉樹が占有して暖地性の特色をよく表わしている自然林で、地域的にも数少ない自然環境を形成している。

このため、本地域は茨城県自然環境保全条例第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地と一体となって良好な自然環境を形成している土地の区域」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

スダジイ、タブノキを高木とする常緑樹にタブノキ、スダジイ、ヤブツバキ、サカキ、ヒサカキ、ムラサキシキブなど暖地性の植物が混生し、安定した森林を形成している。

また、林床にはテイカカズラ、ヤブコウジ、エビネなどの種類が多く、その中でエビネの生育は地域的にみても珍しい。

イ 野生植物

湖岸に近い台地の森林であることから、野鳥の種類も多くゴイサギ、コサギ、コジュケイ、タマシギなど、チョウ類もダイミョウセセリ、キマダラセセリ、アオスジアゲハ、キアゲハなど20数種が観察された。また、ウラナミアカシジミは産地が局限されているもので珍しいチョウである。

(3) 自然環境保全に関する基本的な事項

スダジイなど暖地性常緑樹の自然林を中心に、そこに生存する動植物の自然環境の保全を図る。このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病虫害防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

(5) 地区の指定に関する事項

本地域の区域は、次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名 称	位 置 及 び 区 域	面 積	土 地 の 所 有 別 面 積	摘 要
大 宮 緑 地 環 境 保 全 地 域	新治郡玉里村大字上玉里の 一部 (別図のとおり)	0.93	民 有 地 0.93	

総 括 表

単位：ヘクタール

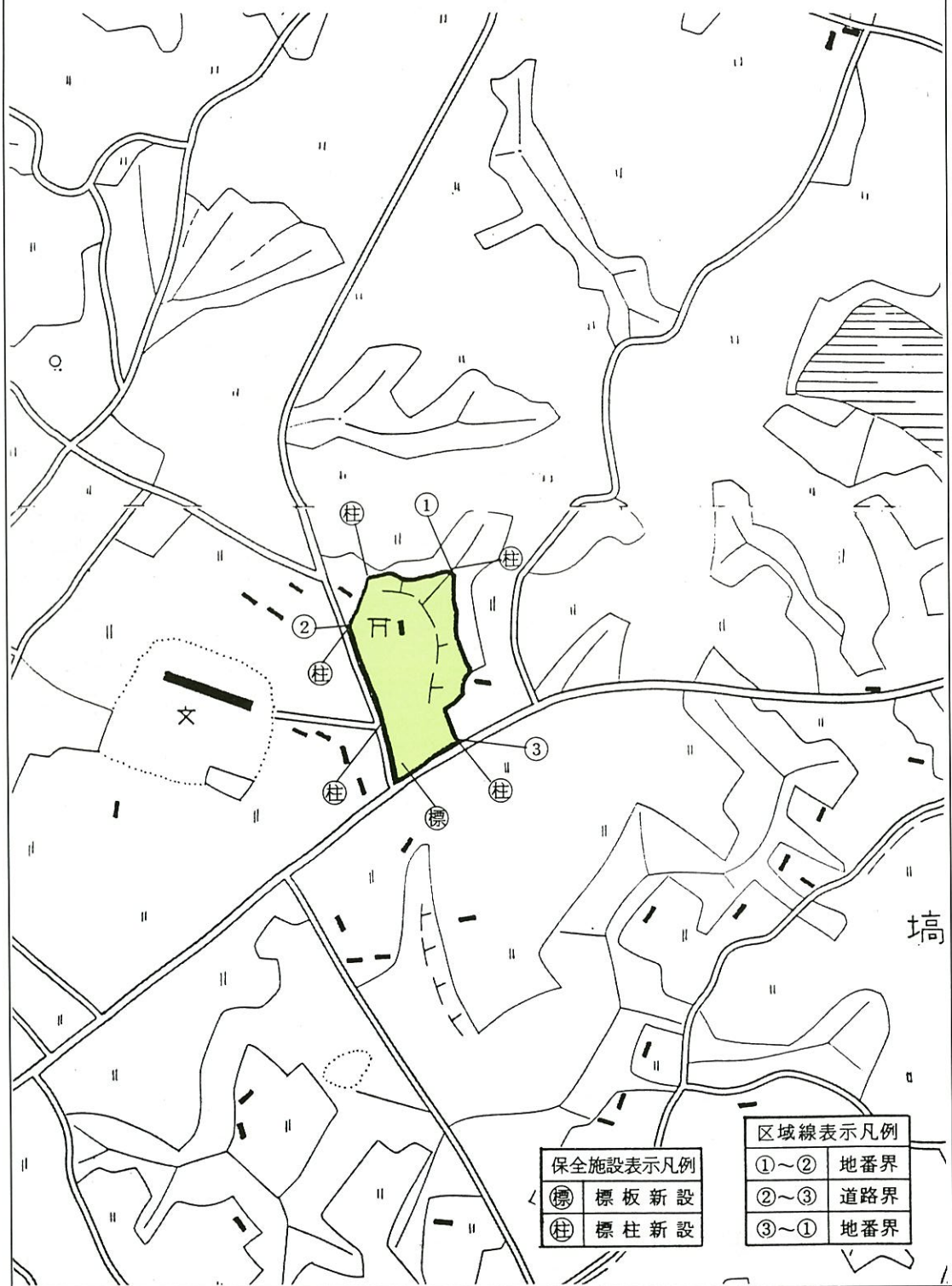
区 分	内 訳			計
	国 有 地	公 有 地	民 有 地	
土 地 所 有 別				
土 地 所 有 別 面 積	0	0	0.93	0.93

(面積は公簿による)



大宮緑地環境保全地域区域図

S = $\frac{1}{5000}$



保全施設表示凡例	
標	標板新設
柱	標柱新設

区域線表示凡例	
①~②	地番界
②~③	道路界
③~①	地番界